

「住宅リフォーム等助成事業」工事完了期限延長のお知らせ

地域経済の活性化を図ることを目的として、平成22年度から3ヶ年事業として実施している「住宅リフォーム等助成事業」の工事完了期限を延長しました。

▶変更内容

- ◆補助金交付申請書の提出期限 平成25年1月31日まで（平成24年度内に工事が完了する場合も含む）
- ◆工事の完了期限 平成26年3月31日（工事完了後の実績報告書の提出も含めての期限）

▶住宅リフォーム等助成事業内容

対象工事	住宅の新築・増築・改築・解体工事 設備機器（洗面台・給湯器・照明など）は対象外 商工会に加盟している業者が施行すること
対象工事費	50万円以上
補助率	1/3以内
助成限度額	30万円

【お問い合わせ先】 産業課商工観光係 ☎（62）4481

平成24年度『精神保健学習会』及び『移動精神保健相談会』の開催

ストレスや不安等が原因となる心の病気の理解を深める学習会と、精神の疾患や気持ちの変調のため身体が不調な方、物忘れなどで困っている方、またはそのご家族の方などを対象とした相談会を実施します。

▶日時 平成24年11月9日（金）

- ◆精神保健学習会 10時00分～11時30分 テーマ「心の病気とメンタルヘルスについて」
- ◆移動精神保健相談会 13時00分～15時00分

▶場所 ふれあいセンター『検査室・診察室』 ▶担当医 網走向陽ヶ丘病院 院長 佐々木信一先生

▶申込先 保健福祉課健康推進係 ☎（62）4480 ▶受付期限 11月2日（金）

- ▶その他 ◆精神保健学習会について
- ・定員20名になり次第締め切らせていただきます。
- ◆移動精神保健相談会について
- ・相談は予約制で個別に実施致します。
 - ・相談内容はさしさわりのない程度で保健師にお伝えください。
 - ・申込みが多数となった場合は、お断りする場合がありますので、ご了承ください。（後日、保健師より連絡いたします）

【お問い合わせ先】 保健福祉課健康推進係 ☎（62）4480

「国民年金保険料」後納制度の納付が始まりました

これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、本年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる後納制度が始まります。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。また、「年金機能強化法」により、平成27年10月からは受給資格期間が10年（120月）に短縮されることが予定されております。

これまで受給資格期間を満たさなかった方が年金を受給できる場合や、後納制度を利用することで受給できるようになる場合があります。

後納制度は事前申し込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

【お問い合わせ先】 国民年金保険料専用ダイヤル ☎ 0570（011）050
後納制度をご利用いただく際のご自身の年金記録は、ねんきんネット（<http://www.nenkin.go.jp>）でご確認ください。

平成25年1月から町税等の未納者に対し、滞納処分を行います

平成25年1月より、町税等が未納の方で「完納計画をたてられていない方」及び「完納計画が不履行の方」に対し、滞納処分を行います。

滞納処分とは、預貯金や給与、不動産、また自動車などの財産を差し押さえ、強制的に町税等を徴収する方法です。町税等が未納の方は、担当係へ速やかに完納計画を提示してください。

小清水町町税等徴収強化委員会 本部長 副町長 森田 明

【財産の差押え】

◆預貯金の差押え

金融機関に預貯金の調査を行った上で差押えを行います。
差押えにより、引出しや自動振替ができなくなることがあります。

◆給与の差押え

勤務先に給与の支払い状況などを調査した上で差押えを行い、雇用主から徴収します。

◆生命保険等の差押え

保険会社に生命保険の加入状況などを調査した上で差押えを行い、保険会社から徴収します。

そのほか、動産・不動産の差押えも行われることがあります。

【お問い合わせ先】

税目・料等	担当係	電話番号
公営住宅使用料	建設課建設係	（62）4475
上下水道使用料	建設課上下水道係	（62）4475
保育所負担金	保育所	（62）2702
給食材料費・奨学金	教育委員会管理課	（62）2310
上記以外	町民生活課税務係	（62）4479



住民税の納付忘れはありませんか？

本町では、オホーツク総合振興局への住民税の徴取引継ぎを実施しています

本町では税金を納めている方との公平性を保つため、滞納している方に対して個別に接触し、早期の徴収に努めていますが、滞納が高額・長期に及ぶ方、町外へ転出された方については、地方税法の規定に基づき、道と協議の上、「徴取引継ぎ」を行い、道による滞納処分が行われます。

住民税の道への徴取引継ぎとは？（地方税法第48条適用）

- ①町から滞納している方に対して事前に「徴取引継ぎ予告書」を送付します。
- ②予告書の指定期日までに何の連絡もなく、放置された場合は、自主的な納税がないと判断し、北海道と協議の上、「徴取引継ぎ」を行い、北海道による徴収が行われます。
- ③滞納が続く場合は、財産の差押え等の滞納処分が行われる場合があります。

【お問い合わせ先】

町民生活課税務係 ☎（62）4479
オホーツク総合振興局地域政策部税務課 ☎（41）0617